

新 旧 対 照 表

新	旧
<p data-bbox="232 205 1068 240">宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="181 304 450 336">第1条～第18条 略</p> <p data-bbox="262 416 351 448">附 則</p> <p data-bbox="185 456 1120 520">1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。</p> <p data-bbox="185 528 1120 679">2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="262 722 351 754">附 則</p> <p data-bbox="239 762 837 794">この要綱は、令和5年12月27日から施行する。</p> <p data-bbox="262 802 351 834">附 則</p> <p data-bbox="239 842 808 874">この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="262 882 351 914">附 則</p> <p data-bbox="239 922 824 954">この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="1196 205 2031 240">宿毛市総合運動公園陸上競技場整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1144 304 1413 336">第1条～第18条 略</p> <p data-bbox="1225 416 1314 448">附 則</p> <p data-bbox="1149 456 2083 520">1 この要綱は、令和5年10月20日から施行し、同年8月28日から適用する。</p> <p data-bbox="1149 528 2083 679">2 この要綱は、令和11年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第14条、第15条並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p data-bbox="1225 722 1314 754">附 則</p> <p data-bbox="1202 762 1800 794">この要綱は、令和5年12月27日から施行する。</p> <p data-bbox="1225 802 1314 834">附 則</p> <p data-bbox="1202 842 1776 874">この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>

別表第1 (第3条関係)

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
維持管理事業	保守点検費 備品購入費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の継続に必要な点検や、摩耗による備品の交換等維持管理に要する経費 ※追加購入や交換にあたっては、点検機関による指摘など、明確な根拠を示すこと。	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債及び他市町村負担分を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	1,321,000円

別表第1 (第3条関係)

事業区分	対象事業	補助対象経費	補助事業者	事業実施主体	補助率	補助限度額
施設整備事業	測量・設計費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の認定を受けるために必要な改修工事に伴う測量・設計に要する費用(基本設計は除く。)	宿毛市	宿毛市	2分の1以内 ※ただし、市町村事業費に国庫補助事業等による特定財源(地方債及び他市町村負担分を除く。)が充当されている場合は、当該特定財源を除いた額の2分の1	5,137,000円
	工事費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の認定を受けるために必要な改修工事に要する費用				179,950,000円

別表第2 (第6条関係) 略

備品等整備事業	備品等整備費	公益財団法人日本陸上競技連盟が規定する公認陸上競技場(第3種)の認定を受けるために必要な備品の購入、改修及び公認記録の取得に必要な写真判定機の整備に要する費用				18,814,000円
公認検定事業	公認料 検定員派遣旅費	公益財団法人日本陸上競技連盟が行う公認検定における検定員派遣旅費及び公認料に要する費用				71,000円

別表第2 (第6条関係) 略